

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年1月11日
事業者の氏名又は名称	株式会社crew(法人番号6470001012594)(代表者 藤本淳)
事業者の所在地	香川県高松市十川西町492-12
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市三谷町2669-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和3年10月22日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年1月14日
事業者の氏名又は名称	株式会社Will(法人番号8470001006124)(代表者 堺裕二)
事業者の所在地	香川県高松市鬼無町佐料16-13
営業所の名称	鶴市営業所
営業所の所在地	香川県高松市鶴市町62-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和4年1月7日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年1月18日
事業者の氏名又は名称	泉海商運株式会社(法人番号5120101041604)(代表者 岡山健治)
事業者の所在地	大阪府和泉市平井町307-1
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市川島本町字流田100-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和4年1月13日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。